

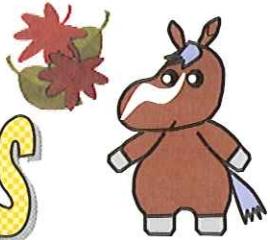


-熊本地方検察庁新聞-

HIGO Times

ヒーゴ タイムス

平成23年度 第2号



熊本地検広報キャラクター
「ヒーゴ」

検察庁ってどんなところ? Vol.2~検察官の仕事~

ヒーゴタイムズ第1号では、「最終的に、被疑者を裁判にかけるか(起訴)、裁判にかけないか(不起訴)を判断することは、検察官だけに認められた権限」というところまで説明しましたので、今回は、被疑者を裁判にかけた(起訴)後のことについて説明します。

被疑者は、起訴されると「被告人(裁判にかけられた人)」と呼ばれ裁判が始まります。

起訴された被告人が有罪か無罪かを決め、有罪の場合、どのような刑罰にするか決めるのが刑事裁判です。

ですから、判決言渡しまでは被告人を有罪として扱ってはなりません(無罪の推定)。

なお、裁判は、裁判所の公開された法廷に検察官、被告人、弁護人が出廷して行います。ただし、罰金刑については、被疑者の同意があれば、証拠書類のみで裁判所が罰金の命令(略式命令※)を出す手続もあります。

裁判は、提出された証拠によって判断します(証拠裁判主義)。

証拠を提出するのは、主に検察官の仕事です。

証拠には、被害届、証人の話や警察の捜査結果などが記載された証拠書類、凶器や現場の写真などの証拠物などがあります。

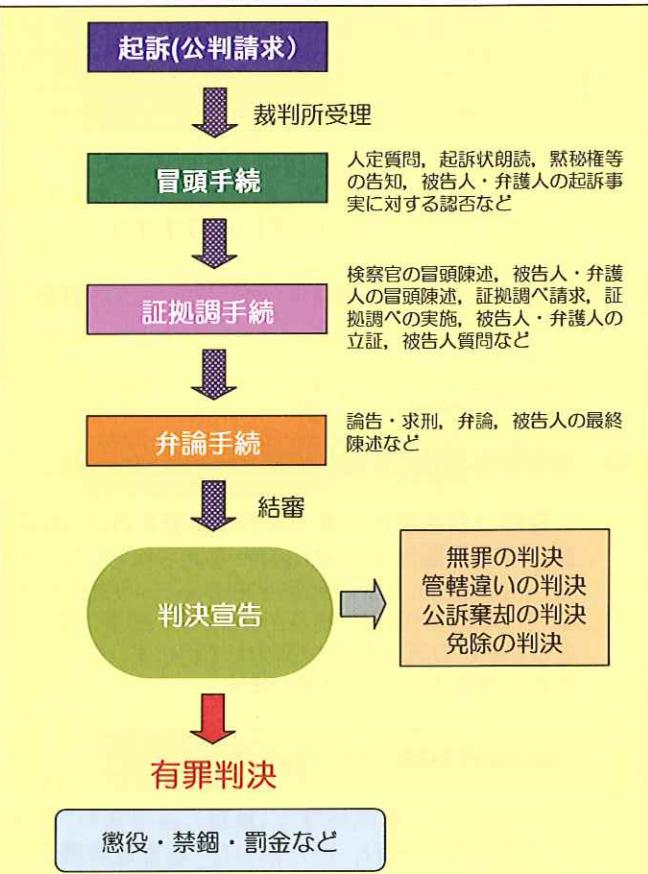
もちろん、被告人や弁護人も被告人に有利な証拠を提出できます。

裁判は、右の図のとおり、冒頭手続、証拠調手続、検察官や弁護人が意見を述べる弁論手続を経て、判決が言い渡されます。

裁判で言い渡された刑罰は、検察官の命令で執行(被告人を刑務所に入れたり、罰金を納めさせること)を行います。

また、検察官は、起訴又は不起訴の判断をした結果や裁判の結果などを、被害者の方々に情報提供しています。

裁判の流れ(起訴後の手続)



* 略式命令は、簡易裁判所が、検察官の請求により、書面審査のみで100万円以下の罰金等の刑を科することができるものです。
被告人が命令に不服がある場合は、その申立てにより上記のような正式な裁判が開かれます。

教員研修会を開催しました!

8月4日(木)、教員研修会を実施し、熊本県内から総勢26名の小・中・高等学校の先生方が参加されました。

研修会では、刑務所・保護観察所・弁護士会から刑事手続などの業務説明等の講義を行い、裁判所では裁判員制度についての説明及び法廷見学を行いました。

当庁の検察官からは、少年事件についての講義を行った後、模擬取調べで、先生方に検察官役となってもらいました。

先生方には、捜査の1つである被疑者の取調べを体験することにより、真相解明の難しさを経験していただきました。

教員研修会の様子



先生方による模擬取調べの様子



注 写真の左側が検察官役の先生方、右側が被疑者役の検察事務官です。

教えて！！ヒーゴくん！！ 僕が、わかりやすくおしえるよ★



今回は、前回説明した少年事件の検挙人数で多かった犯罪について事例を挙げて説明します。

Q1 Aは、興味本位でシンナーを吸引しました。この場合、Aはどのような罪になりますか。

毒物及び劇物取締法違反

2年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金

「シンナー」とは、塗装等に使用される有機溶剤に対する名称です。このような有機溶剤を興味本位に吸引するなどして使用すれば、気分の高揚、めまい、手足の震え、強い疲労感が生じ、長期間使用すれば、脳の萎縮、幻覚・妄想、肝臓・腎臓・心臓等の機能低下をもたらします。最悪の場合、昏睡状態になったり、呼吸停止等から命を失う危険性があります。また、継続的にシンナーを使用していると、覚せい剤などの他の薬物の使用につながるおそれがあります。絶対に使用しないように注意してください。

Q2 Bは、本屋に行き、本を買おうとしましたが、持金がなく、どうしても欲しかったため、本を万引きしました。Bはどのような罪になりますか。

窃盗罪 10年以下の懲役又は50万円以下の罰金

Q3 Cは、前方を歩行中のDさんが持っていた現金入りの財布等が入ったハンドバッグをひったくって逃げました。Cはどのような罪になりますか。

窃盗罪 10年以下の懲役又は50万円以下の罰金

② もし、ひったくりを行った際にDさんをナイフで脅していたら

強盗罪 5年以上の有期懲役

③ もし、ひったくりを行った際にDさんをナイフで怪我させていたら

強盗致傷罪 無期又は6年以上の懲役

死刑、懲役又は禁錮に当たる罪の事件について、その犯行内容等により家庭裁判所で審判の結果、刑事処分相当と認めるときには、決定をもって検察庁の検察官に送致され（逆送）、20歳以上の成人と同様に罰金以上の刑を受ける場合があります。特に故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪の事件であって、犯行時16歳以上の少年による事件であれば、原則として家庭裁判所において検察官に送致する決定がなされます。

検察庁Q&A



Q 検察庁の捜査と警察の捜査の違いは何ですか。

A 警察は刑事事件の第一次的な捜査を行い、検察庁は起訴・不起訴を決定するための捜査を行います。日本では起訴する権限は検察官にのみ与えられており、警察官は起訴する権限はありません。したがって、検察官は裁判所に対し起訴してその処罰を求めるという責任があるため、警察等から送られた捜査記録等を確認するだけではなく、その内容が真実であるかどうかを、必要に応じて事件の当事者から直接事情を聞くなどして、積極的に自ら捜査をして事件の真相解明に努力しています。また、政治家の汚職事件や大規模な経済事件等については、検察官が独自に捜査を行うこともあります。



Q 検察庁の組織について教えてください。



A 検察庁には、最高検察庁（東京）、高等検察庁（東京、大阪、名古屋、広島、福岡、仙台、札幌、高松の8か所及び同支部合計6か所）、地方検察庁（各都道府県庁所在地と北海道の函館、旭川、釧路を加えた50か所及び同支部合計203か所）、区検察庁（全国に438か所）の4種類があり、最高検察庁であれば最高裁判所、高等検察庁であれば高等裁判所、地方検察庁であれば地方裁判所・家庭裁判所、区検察庁であれば簡易裁判所とそれぞれ対応して置かれています。

一あとがき

新聞やテレビ等で毎日のように人の命に関わる重大な事件が発生し、熊本でも残念ながら幼い命が奪われるなどの重大な事件が発生しています。日頃から私たちが注意していたとしても、事件や交通事故に巻き込まれる可能性がないとは言えません。この新聞を読んでいる中学生の皆さんには、高校受験等で忙しい毎日を過ごしていると思います。そんなときにこそ日頃から規則やルールを守り、中学校での学校生活を楽しく送ってほしいと思います。万が一、悩むようなことがあれば、早めに学校の先生や保護者の方などの身近な人たちに相談をしてみてください。

検察庁の仕事、裁判員制度、検察官のことなどについて、もっといろんなことを知りたい、また、検察官の仕事である取調べ（模擬）を体験してみたいという方がおられましたら、気軽にお問い合わせください。

◆問い合わせ先◆

〒860-0078 熊本市京町1丁目12番11号 熊本地方検察庁企画調査課（広報担当）
電話 096-323-9035 FAX 096-323-9097

ホームページアドレス <http://www.kensatsu.go.jp/kakuchou/kumamoto/kumamoto.shtml>

詳しくは↓

熊本地方検察庁

検索

